

令和7年第4回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月11日（木曜日）午前9時01分開議

本日の出席議員

議長（12番）	水垣 正弘君	副議長（5番）	谷中 理矩君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
6番	安田 忠司君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	9番	上野 政男君
10番	生井 和巳君	11番	大久保 武君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産 業 建 設 部 長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	総務部副部長 兼 公 共 施 設 整 備 準 備 室 長	須澤 晃君
税 務 課 長	諏訪 敦史君	福 祉 介 護 課 長	栗野 直人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君	産 業 振 興 課 長	為我井 正君
都 市 建 設 課 長	倉持 浩幸君	上 下 水 道 課 長	秋葉 通明君

会計管理者兼  
会 計 課 長      鈴木 佳奈君                      総務課主査      大久保拓哉君  
財務課補佐      山中 昌之君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長      飯岡 勝利                      補              佐      菊 佐知子  
主              幹      秋葉      航

---

議長（水垣正弘君）      引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程      （第3号）

令和7年12月11日（木）午前9時開議

日程第1      通告による一般質問

---

議長（水垣正弘君）      傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第10条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては、しないこととされておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださるようお願いを申し上げます。

本日の会議におきましては、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

---

日程第1      一般質問

議長（水垣正弘君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、10番、生井和巳議員の質問を許します。

10番、生井和巳議員。

（10番 生井和巳君登壇）

10番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、通告どおりインフルエンザ・コロナウイルスワクチン接種について、ワクチン接種料金の助成金増額について一般質問を行います。

コロナウイルスは、2020年、令和2年1月16日に中国武漢市より帰国した男性が最初の日本人感染者と確認されました。その後、コロナウイルスの猛威は、日本中を不安と脅威にさらされ、特に3月29日にはお笑いタレントの志村けんさん70歳や、4月23日には朝のワイドショーで人気の美人女優の岡江久美子さん63歳、8月19日には俳優のアクションスター千葉真一さん82歳、また海外で活躍されていたファッションデザイナーの山本寛斎さんや高田賢三さんの訃報が報道され、国内ばかりではなく、世界中でもコロナが蔓延していることがテレビや新聞等で連日放送され、日本国中不安で生活が一変、社会経済や地域のコミュニティー、学校や一般社会の活動に重要な影響を与えました。現在においても、何十年も葬儀や結婚式の簡素化が叫ばれていて縮小できなかったことがコロナの出現により、葬儀においては家族葬が中心となり、隣近所の付き合いも希薄になり、焼香等も難しくなり、お別れがしづらくなってしまいました。コロナは、病気ばかりでなく、地域のコミュニティーなども壊してしまいました。各行政区の夏祭りや総会、神社等の行事も規模縮小となり、寂しいものになり、行き過ぎた簡素化だと思っているところでもあります。令和5年5月8日よりコロナウイルスも落ち着いたと判断され、5類感染症に移行され、特例的な財政支援は終了となり、現在に至っており、5類感染症とはなったが、依然としてコロナ感染者は出ており、定点観測が報告されております。まだまだ安心できる状態ではないと思われれます。

令和2年のコロナ発生時のマスク不足が騒動となり、外国から緊急輸入され、政府も木綿マスクを配布され、当時の安倍首相のマスク姿も、マスクも小さく不評だったようですが、安倍首相のコロナと全力で戦った姿勢は、政治家として真に立派であったと思います。コロナ発生時のマスク不足による政府のマスク配布等、対策の苦労など忘れがちであるが、スーパーや大型店舗、集会所、劇場、競技場などでのマスク使用などは、

自分のことより他人を思いやる心だと思います。ぜひ使用継続をしていただきたいと思います。

当町では、新型コロナによって重症化する割合は65歳以上の年代で高いため、この年代の方を対象に、10月から定期接種を実施しています。接種対象者は、65歳以上の方、また60から64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の周りの生活を極度に制限される方、60から64歳以上でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不能な方となっております。接種期間は、10月1日から翌年3月31日となっております。新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンや帯状疱疹ワクチン、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンと同時接種が可能であるそうです。インフルエンザワクチンの接種は、7年10月1日から8年1月31日となっております、コロナの予防接種とは異なり、1回の助成金は2,000円となっております。町内の予防接種実施医療機関は、コロナと同じであり、菊山医院、西南医療センター八千代診療所、八千代病院、佐々木整形外科となっております。

小児インフル予防接種は、1歳から12歳まで助成2回、13歳から中学3年生までは助成回数1回となっております、助成金は1回2,000円となっておりますが、無料にはできませんか。少子高齢化対策としても無償化が必要であると思います。子どもは、国や町では宝と言っていますが、口で言うより実現してほしいものであります。

当町では、インフルエンザワクチン4,000円の半額の2,000円の補助、コロナウイルスワクチンは1万5,300円ですが、5,000円の補助により1万300円の接種料となり、両方接種となれば1万2,300円自己負担となり、診察料や他の検査等があれば料金が追加され、薬局では薬代の支払いもあり、高額な負担となってしまいます。65歳以上の低所得者や国民年金生活者の暮らしは、物価高や医療、介護費の増加、年金自体が少ないことから、非常に厳しい状況にある人たちが少なくありません。多くの高齢者世帯が年金収入だけでは生活費が不足し、苦しいと感じています。

当町は、農業や小規模な自営業者が多く、国民年金に頼る生活者の中には、病気がありながら医療機関の受診をためらう人が見られます。こういう人たちは、公的な保護制度や医療制度を諸事情により受けようとしにくい人が多いように思います。好調なふるさと納税を生かして、長生健康で不安のない生活ができるように努力すべきであると思います。今回の一般会計補正予算では、ふるさと納税10億600万円が計上されていますが、報償費、役務費、委託料1億2,700万円を差し引いた3億7,900万円が経費を7割と計算

した数字と思いますが、この一部が助成できればと思います。

町では、中山家住宅、憩遊館のリニューアル、公民館の建て替えなど、多額の予算が必要であります。議会においても人口減少や経費削減などの観点から定数の削減を目的に努力しているところであります。町民一体となった健康で住みよい不安のないまちづくりを目指して、まず議会としての勤めだと思えます。

あと、遅れてしまいましたが、昨年と今年度のインフルエンザ、コロナウイルスの接種人数の比較、1年の感染者数と接種期間内の接種者数、インフルエンザで先日西豊田小学校では全校で一斉休業となりましたが、その後のその他中学校の状態はどうか。通告にありませんが、これ教育委員会のほうですか、できれば答弁していただきたいと思えます。報告だけで結構です。

インフルエンザの接種の時期としては、今ちょうど10月から3月までというようなことで3か月、ちょうど真ん中頃になって、タイミングとしては本当に悪いタイミングになってしまったなと思えます。そういう中でもどうしても聞いておきたいというようなことで、本当は3月とか6月にやっておけば予算もついたかも分かりませんが、また予算が一番の肝腎要だというように、自分ではやってもらいたくてもなかなか町長にお聞きしなければ分からないと。とにかく弱い人が、地獄の沙汰も金次第なんていう言葉も昔からありましたが、そんなことになっては、この進んだ世の中でありますので、何とでも調整していただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号10番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

ご質問のインフルエンザと新型コロナのワクチン接種についてでございますが、まずインフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気で、特徴としましては、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が比較的急速に現れます。併せまして、普通の風邪と同じように、喉の痛み、鼻水、せきなどの症状も見られます。また、小児、子どもをにおきましては、まれに急性脳症を発症することがあり、高齢者や免疫力の低下している方では細菌による肺炎を伴うなど、重症になることがございます。この季節性インフルエンザは流行性があり、例年、年末年始頃がピークとなりますけれども、本年におきましては約1か月早く流行し、県内におい

ても若年層を中心に感染が拡大しております。茨城県では11月の20日、1週間の定点当たり患者報告数が警報レベルの30人を超えたとして、県内全域にインフルエンザ流行警報を発令し、より一層の感染予防対策を呼びかけているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月に国内初の感染者が報告されてから、令和5年5月に5類感染症へと位置づけられるまでの間に約3,400万人の感染者、7万4,000人を超える死亡者が報告されています。この間、感染症法や検疫法等に基づく入院措置や就業制限、検疫措置等にとどまらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令など、社会経済活動の制限を伴う対応を取られるなど、新型コロナウイルス感染症は社会に多大なる影響を及ぼしました。新型コロナウイルスの症状は、主に鼻や喉、気管、肺などの呼吸器に感染し、インフルエンザや風邪に似た症状を引き起こします。特に乳幼児や高齢者、免疫不全、末期腎不全、慢性閉塞性肺疾患等の基礎疾患を有する方などが感染しますと重症化するリスクがあり、とりわけ後期高齢者については死亡例の多くを占めており、特に疾病負荷が高い傾向にあります。

この新型コロナワクチンの予防接種につきましては、令和3年度から令和5年度までは特例臨時接種として全額公費負担で実施されましたが、令和6年度より自己負担がある定期接種に位置づけられました。定期接種移行初年度となった令和6年度は、接種費用が1万5,300円程度と想定されましたことから、国から1人につき8,300円、町から2,000円で合わせて1万300円を助成しておりました。令和7年度には国からの助成金がなくなり、町からの助成金のみとなることから、町助成金を5,000円に増額しましたが、自己負担が1万円を超えるというふうな状況となっております。

また、当町のインフルエンザ及び新型コロナの予防接種実施者数でございますけれども、令和6年度の実績としましては、インフルエンザが3,643人、実施率としまして53.8%、新型コロナが1,133人で実施率16.6%となっております。なお、令和7年10月末現在の予防接種実施者数につきましては、インフルエンザが1,487人で、前年の同月比380人の増、一方新型コロナは10月末で294人、前年同月比102人の減となっております。

議員ご質問のワクチン接種の助成金額につきましては、茨城県内ではインフルエンザは接種費用が3,500円から5,000円程度のところ、29の市町村が2,000円以下の助成となっております。新型コロナは、接種費用が1万5,000円から1万6,000円程度かかるところ、34市町村が5,000円以下の助成となっている状況でございます。なお、筑西保健所管内の

結城市、下津市、桜川市、筑西市と八千代町におきましては、インフルエンザ2,000円、新型コロナウイルスが5,000円の助成で5市町同一の金額となっております。予防接種につきましては、感染症の予防や感染拡大防止に大きな意義があるものと考えておりますので、様々な状況を勘案しながら、今後も国や近隣自治体の情報を収集し、費用負担につきましても検討をしてみたいと考えております。

以上、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 私からは、生井議員の学校のインフルエンザの状況ということで答弁させていただきます。

11月中旬から末におきまして、各校でインフルエンザが大変猛威を振るいました。まず、皮切りは東中でありましたけれども、西豊田小学校では、議員ご指摘のように臨時休業、学校閉鎖という形に進んだわけがございます。ただ、いずれの学校におきましても、2クラス、あるいは小学校は1クラスが中結城以外はあるわけですが、1クラスぐらいつの学級閉鎖ということで進んでおります。ただいまのところ学級閉鎖は報告を受けておりませんので、大分落ち着いてきているところかなというふうに思いますけれども、今後とも手洗い、うがい、それから授業中の換気等々を徹底いたしまして、そのようなことを日々進めていくよう、各学校に指示をしているところでございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号10番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

インフルエンザ、新型コロナワクチン接種の助成金については、保健福祉部長の答弁のとおりという形になりますが、インフルエンザ並びに新型コロナワクチンの予防接種を行うことにより、それぞれの免疫力を高めることができ、発症や重症化リスクを抑えることができることから、これら予防接種の意義は極めて大きいものと認識しております。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年度より定期予防接種化されたことで自己負担が発生するようになりましたが、国から8,300円、町から2,000円、合わせて1万300円の助成が行われていました。しかし、令和7年度以降は国からの助成が廃止され、接種者皆様の負担を軽減すべく、町の助成を2,000円から5,000円に増額したところであります。これは、筑西保健所管内等における動向を見極めながら、同額という形で隣接の市町村と足並みをそろえたという形になるわけでございます。議員のおっしゃるとおり、予防接種にかかる自己負担が大きくなっておりますが、各自治体の負担も増しているという現状から、国、県の支援体制強化を強く求めていきたいと考えておると同時に、様々な状況を勘案し、今後も国や近隣自治体の情報収集を行い、また地元医師会の意見を参考とさせていただきながら、検討していきたいというふうに思っています。

インフルエンザの経過等並びに、そしてその影響、そして貧困の皆様に対する支援というものについては、先ほど生井議員がおっしゃったとおりであると私も考えております。1点申し上げますと、なぜ国が支援を打ち切ったかという理由なのですが、これは新型コロナワクチン接種は、感染拡大期の特例臨時接種からインフルエンザと同様の定期接種に移行したわけですが、国は接種が社会的に恒常化したため、財源支援を続けるのは難しい、こう判断した、また助成財源に充てられた基金の運用損失が指摘されたことも支援打ち切りの背景にある、このようなことを言っています。先ほどの生井議員のほうから、ふるさと納税とか財源を使ってという話もございましたので、それは私どもも十分勘案していきたいというふうに思っています。

そして、問題は多くの事業、まちづくりのために様々な事業を進めていきたい。ところが、財源というのは限られている中において、選択と集中ということで議員の皆様や町民の皆様の意見を聞きながら、何を優先して何を選択するか、そういうことを考えながらやっているわけであります。将来に投資する、将来の土台をつくるとともに、今山積みされている課題にも対応する、このような方向で財源は使っておりますが、このワクチン等の助成も含めまして、八千代町においては財源確保というものが非常にこれからも八千代町の将来を左右する大事なことであるということも付け加えまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 再質問ありますか。

10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） ありがとうございます。コロナについては、100人も今年は減っているというようなことなのですが、去年ですか、16.6%というのは、実施率。随分低くあれなのかな、コロナはなったら後の後遺症がひどいようなことも聞いておりますが、16.6%って何でこんなに低いのかなと。先ほど言ったようにお金が関係しているのかなと思ったり、いろいろ思っていますが、インフルエンザも実施率が53.8%、インフルエンザは結構子どもらも行っているから、もっとあれなのかなと思うのだけれども、これは一般の人が少ないのかな、53.8%なんていうのは。学校行っている子どもたち大体100%ぐらいやっているのかなと思うのですが、それはそれでいいのですが、財源がないというような、財源はどこからか持ってくればいいというわけにもいかないかも分かりませんが、今回は中途半端な時期の質問になってしまいました。私もどうするかと思って迷ったのですが、一応こういう状況だということを分かってもらいたいというようなことで、また来年もありますので、今年はこれまでというようなことで町長にもいろいろ勉強してもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 先ほどの答弁の中で誤解があったようですが、私が申し上げたのは財源がないという話をしたのではなくて、これからもこういうことが、県西管内で足並みをそろえたわけですが、これからも議員がおっしゃったように、支援の増額とかいろいろな問題が出ると思います。そして、それには事業の選択と優先すべき内容によって、これから選択、集中、そういうことがあるということをお願いいたします。財源がないと言ったわけではないので、誤解なきようよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） とにかく財源がないと言ったのではないのだというようなことで、県西地区、この近辺ではみんな同じ足並みをそろえているというようなことでございますが、八千代町は白菜だけが日本一ではなく、この前も何号議案の中でやりましたが、あれが茨城県でも初めてだというような、これも来年はほかと足並みを合わせるのではなく、幾らかでも負担が少ないようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（水垣正弘君） 以上で10番、生井和巳議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、1番、赤荻妙子議員の質問を許します。

なお、赤荻妙子議員より事前に参考資料の議場モニターへの投影要請がありましたので、これを許可をいたします。

1番、赤荻妙子議員。

(1番 赤荻妙子君登壇)

1番(赤荻妙子君) おはようございます。今回、9回目の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

傍聴にお越しいただきました皆様には感謝申し上げます。議長の許可をいただきましたので、2項目質問いたします。今回、写真を提示させていただき許可を議長よりいただきましたので、よろしくお願いいたします。

木の伐採等による安全対策についてお聞きします。近年、町民の皆様より、樹木伐採や草のご要望を幾つか伺いました。最近の異常な気温の上昇に加え、梅雨の時期の雨量の減少など、様々な観点からお困りの住民の皆様の実声をお聞きします。

写真を提示いたしますので、ご覧ください。1枚目の写真をお願いします。ご自宅の前に木が15メートルほど伸びてしまい、木が倒れてきたら家が潰れてしまう危険性があるため、怖くて夜も寝られないというお声です。現在、調査体制、点検方法はどのように対応されているのか伺います。1枚目の写真は閉じてください。

夏場に枝が伸び過ぎてしまい、道路の見通しが悪くなることで、交通事故につながるのではないかとという声です。特に車が擦れ違う際に枝が視界を遮るようで、運転される方はとても不安を感じておられます。また、子どもたちの通学路の草が伸びてしまい、自転車で接触したり、転倒する危険があるというご相談です。通学路を歩く保護者の方々の安全に学校へ通わせたいというお困りのご様子がうかがえました。

2枚目の写真をお願いします。この写真は、竜巻による被害を受けた木の写真になります。木が伸び過ぎてしまい、竜巻により木が倒れてしまった写真になります。民家がすぐ近くにあるため、家が倒れてしまう危険性のおそれがあるため、お困りのご様子でした。安全優先すべき事前対策をお聞かせください。2枚目の写真は閉じてください。

住民の皆様からの声を伺うたびに、もっと早く対応できる仕組みが必要だと強く感じております。今後、計画的な管理体制の構築、検討を教えてください。

次に、2項目めの質問になります。ごみ袋助成による生活支援について伺います。ご

みを燃やせないことで、可燃ごみの日に袋に入れて出していること、紙おむつを袋に入れて出していることなど、生活スタイルも変わり、ごみの内容も変わってきています。年金暮らし、子育て世代、独り暮らし、年代によって使う頻度は異なると思われませんが、物価高騰の中、ごみ袋は毎日必要なものです。日々の生活が少しでも楽になれば、町民の皆様の安心につながるかと思われまます。住民1人当たり、現在何枚配布されているのか教えてください。

町民の皆様の生活負担の把握状況についてもお聞かせください。

ごみ袋は購入しますと10枚500円、1枚50円と高額だというお声を伺います。他市町村における参考事例の分析を教えてください。

ごみ袋は、どの家庭でも必ず使う日常の生活費です。その支援は小さな支援に見えるかもしれませんが、町民の皆様は本当に助かる、気持ちが軽くなるというお声を伺います。どうか町民の皆様に寄り添う支援として、ごみ袋助成の前向きな検討をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えします。

まず1項目め、木の伐採による安全対策についてお答えいたします。では初めに、現状の概要について説明いたします。町には、住民の方々から林地に生えている樹木の枝が越境して自分の土地に張り出しているとか、隣の空き地が管理不全状態にありますので、雑草が伸び放題であるとか、立木の枝等が道路へ越境しており、交通の妨げになっているといった苦情が多数寄せられております。草木の管理を放置しますと、道路における通行の妨げや害虫の発生、ごみの不法投棄の呼び込み等、周辺的生活環境に対し悪影響を及ぼす原因になります。併せまして、こうした管理不全状態が継続しますと、火災や交通事故といった2次的な災害を誘発するおそれも懸念されるところでございます。

近年、人口減少に伴い、管理者不在の空き地が増加しております。また、住民の高齢化の進行により、自己所有地の管理が十分行き届いていないお宅も増えてきております。併せて、地球温暖化により草木の育成も速くなっております。こうした社会や自然環境の変化などに比例し、民地の草木の越境等に関する苦情の件数も増加傾向にございます。

具体的に申し上げますと、近年3年間の役場環境対策課において受け付けしました苦情の件数の実績ですが、令和4年度が106件、令和5年度が198件です。令和6年度が192件となっております。また、それ以前からの苦情件数などを合わせて実績を並べてみますと、総体的に右肩上がりの状況が見てとれます。

それでは、議員ご質問の1点目、調査体制、点検方法についてお答えします。まず、大原則といたしまして、土地基本法により、その土地の管理する責務は、土地の適正な管理確保の観点から、土地所有者の責務が規定されております。そうしたことを踏まえて、役場環境対策課に対し、通報等により住民から情報提供があった場合、役場では次のとおりの対応をいたしております。

まず、職員が現地に出向いて現状の確認をし、情報提供者を含め可能な範囲で地域住民からの聞き取りを行います。また、対象となる土地の境界確認により、周辺環境への影響を調査し、状況の把握に努めます。現地の把握ができましたら、土地の所有に関し、役場の土地台帳や法務局の登記簿により、土地の所有者の特定を進めます。その後、八千代町空き地等に係る雑草等の除去に関する条例に基づき、土地の所有者に対し通知文を送付しまして、土地の適正管理を行っていただくようお願いをしております。また、その通知文には現状の写真を添付し、状況の把握を伝えております。併せまして、場合によっては現在の居所が遠方等、何らかの事情により自ら草刈りや剪定を行うことが困難な場合もございます。そうした場合を想定し、土地所有者の相談先としてシルバー人材センターなどの町内伐採業者一覧のチラシを同封し、所有者が直接施工をせずとも可能な解決方法も提案しております。また、役場から適正管理依頼通知により、遠方から来られる方から担当課へ相談があれば、当該の所有地までの経路案内や、場合によっては先導なども行ってきております。一方、土地の所有者が公有地である場合は、県や町の担当部署と連携しながら対策を依頼しております。このように町では可能な限りの対応を実施しております。

しかしながら、民有地における不適正管理地の状況は様々であり、対応に苦慮することもままございます。我々といたしましても、今後とも個々の状況に合わせ法的な整合性を取りながら、できるだけ迅速に対応をしていきたいと考えております。

続きまして、2点目、安全上優先すべき事前対策についてお答えします。まず、通学路についてですが、児童生徒が登下校する際の安全確保に対する取組につきましてお答えします。町における通学路の安全確保に関する取組は、八千代町通学路安全プログラ

ムに基づき実施してございます。このプログラムにおいては、県、警察、町、学校、PTA、教育委員会などの関係機関が連携し、年1回通学路の合同点検を実施しております。また、その点検結果を踏まえ、危険箇所への対策を講じております。そのほか通学路を含めた道路の管理につきましては、職員が道路パトロールを定期的を実施しております。そうした中で見つかった通行に支障がある場所につきましては、公有地であれば町、県等が伐採等の対策を実施しております。また、私有地であれば土地所有者に対し適正管理通知を発送し、草刈りや剪定等の対策をお願いしております。

なお、不適正管理を未然に防ぐため、広報紙やホームページで所有地の適正管理のお願いということで、各自の所有地内の草木が繁茂、越境をしないよう、定期的な啓発活動を行っているところでございます。

次に、3点目、今後の計画的な管理体制の構築、検討について答弁いたします。先ほど申し上げましたとおり、私有地の管理につきましては法律にもありますとおり、原則として土地所有者に管理をお願いします。土地所有者に管理通知を送付した結果、草刈りや剪定等の対応をしていただける方も数多くおられます。しかし、その一方で、土地所有者に管理通知を出しても、こちらが思うような返事をいただけない方々もいることも事実としてございます。そうした際の先方の理由といたしましては、お金がない、親名義の土地なので関係ない等様々でございます。また、適正管理通知に対し、無反応の方も数多くおられます。このようなケースにつきましては、状況を放置した結果、万が一事故等が起きた場合は、土地所有者がその責任を負うことになるということをお知らせしていただくことが必要になってきます。このため土地所有者に対し、2度、3度と内容を強めた通知文を送付したり、また直接交渉を行ったりと、状況に合わせて様々な対応をしているところでございます。これからも反応の思わしくない土地所有者に対し、粘り強く対応してまいりたいと考えております。また、今後とも広報紙やホームページ等において所有地の適正管理を促す啓発活動をしてまいりたいと思います。

続きまして、2項目め、ごみ助成による生活支援についてをお答えします。では初めに、現状の概要について説明いたします。まず、町指定のごみ袋容量につきましては、可燃ごみ用が45リットル、不燃ごみ用が30リットルの2種類のごみ袋を作成しております。また、ごみ袋の配布枚数に関しては、各世帯の構成人数に応じ、1年分の指定ごみ袋引換券を町から各世帯へ配布し、町が提携する町内のごみ袋取扱店を通じて無償配布を行っております。無償配布分を超えたごみ袋の必要な場合については、有料販売を行

っております。有料販売の場合、その価格は10枚で500円となっております。無償配布ごみ袋の配布方法につきましては、令和5年度より現物配布からチケット引換券へ変更しております。毎年2月1日時点の住民登録に基づき、世帯人数に応じて1年分の指定ごみ袋引換券を配布しております。

それでは、議員の質問の1点目、住民1人当たりごみ袋を何枚配布しているのかについてお答えします。配布枚数の内訳といたしましては、世帯人数が1人の場合は30枚、世帯人数が2人の場合は40枚、3人の場合は60枚、4人の場合は80枚、5人の場合が100枚、6人以上の場合は120枚で統一してございます。また、配布枚数は、町から排出される一般廃棄物の量から割り出した数字を基にごみ袋の枚数に換算し、配布しております。こちらごみ袋の配布に関する情報につきましては、町のホームページ内の暮らし・手続きから入っていただきまして、ごみ・リサイクル内、ごみの出し方のコーナーを検索していただきますと、ごみ袋の配布、販売につきましてはの詳細な内容を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

続きまして、議員ご質問の2点目、生活負担の把握状況について及び質問3点目の他自治体における参考事例の分析についてお答えします。まず、ごみ袋を追加販売する際の10枚で500円は高額だとのこと指摘についてお答えします。1枚50円になりますが、ごみ袋配布、販売は前述したとおり、一般廃棄物の総量から算出した無償配布のごみ袋があり、基本的にはその内で賄っていただくことを前提とした制度設計となっております。そうした上で、もし足りない場合の俯瞰的な対応といたしまして、ごみ袋の追加販売という制度を設けてございます。また、ごみ減量化の推進が叫ばれる現在において無料配布の枚数を増やすことは、昨今のこうした理念に逆行することにもつながりかねませんので、難しい状況ではございます。

次に、他自治体の状況ですが、茨城県内におきましては、ごみ袋の無償配布を実施しているのは下妻地方広域事務組合の管内3市町のみとなっております。よって、ほかの自治体は全て袋自体を有料で購入するシステムとなっております。また、ごみ袋につきましても、袋の指定がある自治体ばかりではなく、袋の指定がない自治体も多数ございます。袋が指定されている場合、各自治体のごみ袋の価格の比較につきましては、おのおのサイズが様々なため様に比較はできません。そこで、八千代町と同様の大きさのものを拾い上げ比較しましても、10枚で100円から300円と千差万別となっております。

しかしながら、全体的な傾向といたしまして、まず燃料費や人件費の高騰などを背景

としたごみ袋の作成費用やごみ処理費用が高止まりしている現状がございます。あわせて、国ではごみの減量化を推進しております。こうした社会的環境の中で、今までごみ袋を指定していなかった自治体のごみ袋を指定することにより、ごみの処理費用として新たに住民負担を求めるケースや、既に指定されているごみ袋の販売単価を値上げすることにより、ごみの減量化を促す自治体も目立ってきている傾向にあります。一方、現在、下妻地方広域事務組合管内の構成市町において、現在ごみ行政に関し、ごみ袋の統一を含めたその在り方を協議しているところでございます。この協議の枠組みの中では、ごみの行政における様々な課題について話し合っております。例えばごみ処理経費の増加やごみ袋の原材料の高騰など、年々経費が増えている状況への対応策などの検討や、先ほど触れました指定ごみ袋の無償配布に関する今後の方針についてなども協議を行っているところでございます。そうしたたくさんの課題の一つとして、ごみ袋の価格についても今後協議を進めていきたいと考えております。

環境問題やごみ行政は、暮らしの根幹をなす重要な課題であることを十分認識し、八千代町の町民の皆様が安心して安全に暮らせますよう、今後とも努力を重ねてまいりたいと考えております。議員各位のご理解のほどよろしく願いしまして、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 執行部においては、持論は展開しないで核心をやらしてもらわないと、30分のやつも5分残りになってしまうのだから、その辺のところ執行部のほうにご注意のほどお願いします。

議長（水垣正弘君） 各部長に申し上げます。

答弁者、ただいま赤荻議員から質問があった要点を重点的に説明して、あまり前が長過ぎるような感じがしますので、そういうふうな面はご了承して答弁をしていただきたいと思います。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの議席番号1番、赤荻議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。要点を話していきたいと思います。

木の伐採等による安全対策につきましても、先ほど担当部長が申し上げたとおりでございます。今の私たちがやっている取組を細かく説明させていただいたわけでありませ

草木の繁茂、越境につきましては、町民の生活環境の保全のため、現状をよく説明の上、所有者に確認していただき、粘り強く所有者に適正管理を促してまいります。これはしっかりやってまいりたいと思います。管理不全な土地が増えないよう、広報活動による、あるいは地元説明会などを通して、啓発活動をしっかりやっていきたいと思います。

続きまして、ごみ袋助成による生活支援につきましても、担当部長がりましたが、現在多くの自治体で経済的に困難な世帯や特定の支援が必要な世帯についてごみ袋の助成が行われていることは認識しています。一方で、私も下妻広域管内の構成員の一人としまして、常総市長や下妻市長とこの問題について取り組んでおります。中身は、先ほど申し上げましたように、ごみ袋を無償配布しているのは、今下妻広域管内だけなのです。それを問題にしているわけですが、特に常総市は旧水海道と旧石下町がありまして、旧石下が無償配布でという形になって大分問題があって、それは我々と同じでございますので、この問題についてはしっかり考えていきたいと思っています。今その最中ではありますが、いずれ結論が出まして、町民の皆様には新しい形のものをお伝えする、あるいはよりよいごみを出す際における根本的な考え方を示せるとしています。近年において配布枚数、先ほど部長からありましておりの枚数を無償で配布させていただいておりますが、どうも町民の皆様からは足りないというような声が大分聞こえておりますので、しっかりと対処してまいりたいと思います。

答弁といたしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 再質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で1番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、13番、宮本直志議員の質問を許します。

13番、宮本直志議員。

（13番 宮本直志君登壇）

13番（宮本直志君） ただいま議長の許可がありましたので、通告した件につき質問を行います。

私のは委員会の件についてでありますけれども、委員会は令和5年の9月議会において、議員定数調査特別委員会が制定されました。議会の初日に水垣委員長からその報告があったわけでございます。特別委員会の決定についてをちょっと町長に質問をいたし

ます。

現在、国においても、衆議院議員の定数の削減について議論されているところではありますが、八千代町においても去る11月10日に第2回八千代町議会議員定数調査特別委員会が開催され、議員定数についての議論が行われました。今後の人口の減少や少子化を見据え、地域の実情に合った数に削減すべきという意見や、住民意見を反映させるためには定数削減を行うべきではないという各議員から様々な意見が出されました。議論が尽くされた中で、現在の議員定数14名について定数削減、現状維持について採決を取ったわけであります。その結果、賛成多数により、本町の議員定数は2名削減が適正であると決定しました。今回の委員長の報告になったわけであります。賛成議員は10名でありました。また、町民の意見を集約するために住民アンケートも実施されました。8割を超える方々が定数削減に賛成の回答であったわけであります。学校統合や公共施設再編など大きな事業が控えている中で、議会と行政は両輪となって施策を進めていかなければなりません。この件につきまして、決定しましたことについて町長の意見を伺いたいというふうに思います。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号13番、宮本直志議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

議員定数調査特別委員会につきましては、本定例会初日に水垣委員長よりご報告があり、十分に議論を尽くされた中で賛成多数により、八千代町の議員定数は削減が適正であると決定した、このようなことを伺ったわけでございます。長らく当町に内在した課題に対し、一つの結論に達したことにつきまして敬意を表する次第であります。

議員定数の削減につきましては、ご報告やご質問の中にもありましたとおり、町の人口や推移から今後の人口減少や少子化を見据え、削減すべきという意見、あるいは行財政改革の一環として、経費削減のために定数を削減すべきという視点がある一方で、町民の皆様の声を広く町政に反映させるため、また議会が持つチェック機能を維持するという重要な視点もございます。私としましては、議員定数調査特別委員会における議員の皆様の真摯な議論、決定を尊重いたしますとともに、まだ見てはいないわけですが、住民アンケートを見せていただきたいと思うのですが、これを実施されているということでございますので、その結果についてきちんと町民の方に説明し、理解を得られるよ

うにしていただければと考えております。アンケートの結果についても追って私も見せていただきたいなという思いでおります。

そして、私たちは選挙という大きな試練を乗り越えて議員並びに町長である私には、常に町民の皆様、つまり有権者の皆様の目が光っているという形になります。そして、日々の行動が注目されている立場であります。先ほどの削減の一般的なメリット、デメリットの話だけではなく、大事なのは八千代町に住んでいる人たちの評価、考え方、それに対する我々自身の対応ということになろうかと思えます。今回の定数削減に対する委員会のまとまりも、町民の方々の意見を聞いていればこそその方向であるというふうに考えております。自主的な判断という点で多くの町民の皆様の声にお答えされたのかなと、このような形で考えているというのが私の意見でございます。

議長（水垣正弘君） 再質問ありますか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） アンケートの結果、今町長からまだ正式な報告は受けていないということですが、事務局で途中経過なり、大体もうアンケートは完了したのではないですか。もし数字が今分かれば、局長はちょっと結果を話してもらえればありがたいと思います。

それを今調べておいてもらって、町長、答弁ありがとうございます。議員の数を減らすというのは、我々議員にとって本当に身を切る改革であります。ひとつこの次は、近々条例改正をするように我が議会からも、これは議員提案となりますけれども、出したいというふうに委員長もこの前の委員会でも話にありましたので、近々条例改正の議案を提出したいというふうに私は思っております。まだ分からないかな。

（「誰が担当なの」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 議会事務局です。

それでは、会議を再開いたしまして、先ほど宮本議員さんの質問の内容を野村町長から答弁していただきたいと思えます。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） アンケートの集計結果ですが、先ほど見せていただきまして、どうやら回答によりますと、83.5%の方が削減すべき、3.5%の人が増やすべき、現状維持が9.5%、判断できないが3.5%、それで100%という形になろうかと思えます。このような中で、恐らくこのアンケートを別にしても、私もそうですが、議員の皆様も町民の方

から日頃から意見は聞いているというのは、私はそのように思っています。私のところにも町民の方からは様々な意見があるわけでありますが、多くははっきり申し上げますと、議員を削減してくれというような意見が多いというのが本当のお話という形になります。そして、その中においても議員の皆様におかれましては、身を削る削減、取組ということになりますので、これに対して、先ほど私申し上げましたが、敬意を表させていただきたい、このような話でございます。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問ありますか。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で13番、宮本直志議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時14分）

---

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時31分）

---

議長（水垣正弘君） 次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

町として、公共施設等個別施設計画を策定しているという記事のある情報誌から確認しました。町が所有する公共施設は41施設、130棟あるとされています。築年数が35年から50年たつとされる施設が複数あり、町民の関心の的となっています中央公民館もその一つです。必要に応じて施設の統合、複合化、廃止の検討を行うとされておりますが、その計画の策定内容を詳しくお聞かせください。

また、計画の期間や更新費用はどの程度なのか、答弁しても差し支えない数字を教えてください。

近年、バリアフリー法に基づいて高齢者や障害者の方々が移動や使用しやすいよう整備されております。基準の適合につきましては、既存のものは努力義務ですが、新設の場合義務となっております。公共施設等個別施設計画での新設や統合、複合化の建築物のバリアフリーをどのくらいの目標値に設定されるのかお伺いいたします。八千代町で

は、バリアフリーマスタープランが作成されておられませんので、この機会に機運が高まればとも思っております。

以上が私からの質問となります。明細な答弁をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 須澤総務部副部長。

（総務部副部長 須澤 晃君登壇）

総務部副部長（須澤 晃君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えいたします。

公共施設等個別施設計画は、平成29年に策定した八千代町公共施設等総合管理計画で定めた基本的な管理方針に基づき、町が所有する公共施設の長寿命化、複合化、集約化といった具体的な維持管理や、更新に係る方針や対策を定めたもので、本年10月に策定されました。計画の対象施設は、議員さんがおっしゃるように町が所有する公共施設41施設、130棟となっておりますが、そのうち築年数30年を超えている建物が延べ床面積で約6割を占め、特に中央公民館や一部の学校施設においては築50年以上、B&G海洋センター総合体育館においては築40年以上、そして保健センターは築30年以上と多くの施設の老朽化が進行しており、今後、修繕や改修、更新を行うに当たっては、多額の費用が必要となってくることが見込まれるところでございます。しかしながら、その一方で、人口減少、少子高齢化であるとか、近年の物価高騰などにより、財政状況が今後厳しさを増していく中、公共施設の維持管理や更新に係るコストの縮減等、平準化を図っていく必要があることから本計画を策定いたしました。

ご質問の1点目、計画の策定内容についてでございます。本計画では、公共施設の維持管理や更新に係る全体的な方針を掲げ、それを基に各施設の今後の維持管理等の考え方を取りまとめた内容となっております。全体的な方針の内容としては3点ございます。1点目は、従来の改築を中心とした老朽化対策から長寿命化を念頭に置いた改修へ転換し、コストの抑制と平準化を目指していくとともに、20年周期で大規模な改造、長寿命化の改修を実施することで建物を良好な状態に保ち、目標耐用年数80年を目指していくというもの。2点目といたしましては、これまで修繕を行う際は、不具合が発生してから修繕を行う、いわゆる事後保全の形で対応しておりましたが、予防保全に転換することにより、安全な施設の維持と修繕費用の抑制、平準化を目指すというもの。3点目といたしましては、人口の減少、年齢構造の変化に対応すべく施設の統合、複合化または廃止の検討を行っていくというものとなっております。これら3点の方針の下、施

設の安全性や公共サービスの水準を維持しつつ、適正な維持管理や更新を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の2点目、計画期間や更新費用についてでございます。まず、計画期間につきましては、令和7年度から令和16年度までの10年間となっております。

また、更新費用についてでございますが、本計画では令和7年度から令和46年度までの40年間で、先ほど説明した長寿命化型への転換、維持費用の平準化、施設の統合、複合、廃止といった3つの方針を基に、施設の改修や更新に必要な費用の試算をいたしました。期間中に改修や修繕、更新が必要となる施設は23施設、51棟ございます。そのうち、中央公民館や総合体育館、保健センターや歴史民俗資料館、B&G海洋センター解体後の代替のプール施設、八千代第一中学校の屋内運動場の6つの施設を更新、いわゆる建て替えをすることで試算を行っております。試算の結果でございますが、これら6つの施設の更新に必要な費用は42億1,000万円弱という結果となっております。費用の試算を行うに当たりましては、国から示されております施設の平米当たりの単価などを基に算出しておりますが、様々な社会情勢により単価も今後変動していくことも考えられますので、注視を続けていくとともに、必要に応じて見直しをしてみたいと考えております。また、計画期間につきましても10年とはなっておりますが、計画を着実かつ継続的に運用していけるよう、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n の P D C A を 確 立 して進めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目のご質問、本計画での新設や統合、複合化の建築物のバリアフリーをどのくらいの目標値に設定されるのかということについてでございますが、1点目のご質問でも答弁させていただいたとおり、本計画は公共施設の維持管理や更新に係る考え方を取りまとめた内容になってございますので、バリアフリーについての記載はしてございません。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法は平成18年12月に施行されました。それ以来、議員さんがおっしゃるように、障害を持った方や高齢の方々の移動や施設利用の円滑化が図れるよう、様々なところで整備が進められ今日に至っております。6月には法律の改正があり、車椅子を利用されている方専用のトイレや駐車場、劇場等における客席の設置数に係る基準の見直しが行われました。

今現在、町では新たな複合文化施設の整備を進めているところでございます。また、先ほどの答弁において、ほかにも更新が必要となる施設があるとお話をさせていただ

たところでございます。これらを整備するに当たっては、法を遵守した整備を行い、バリアフリー100%を目指してまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

公共施設、個別施設計画の策定内容や計画期間、更新費用等につきましては、ただいま総務部副部長が答弁したとおりの形になりますが、まず私のほうからは、公共施設検討委員会の皆様にご場をお借りしまして、お骨折りいただきましたことに御礼を申し上げさせていただきますと思います。本当にありがとうございます。

私のほうからは、先ほど部長が示した数字、今の段階としては精いっぱいお話できる内容かと思っております。その数字がひとり歩きしないように、その中身等の考え方について補足させていただきますと思います。これまで公共施設が果たしてきた役割を今後も継続するとともに、さらなるサービスの向上を図っていくことは、我々行政に課せられた責務であると、このように認識しております。そのため、施設の整備や適正な維持管理、施設の統合や複合化等による再編整備は、人口減少や物価高騰等、社会情勢の変化に対応していく上で重要な課題であると考えております。現在準備を進めている学校の統合につきましても、子どもたちがこれから到来するであろう変化の激しい予測困難な時代を乗り越えていくための生きる力が必要になってまいります。そのためには、より多くの仲間たちとともに学校生活を送っていく中で、自ら考え判断し、よりよく問題を解決していく力や、他人と協調し相手を思いやり、たくましくしなやかに生きていくことができるよう、その環境を整備していくことが我々行政が進めていかなければならないことだと考えております。1つ例を挙げれば、今まで地域が見守るといような、そういう考えであったかと思いますが、これからは学生、児童自ら地域の中に取り組んでいくような、そういう教育、そういったものも必要になろうかと思っております。これは私も常々考えていたことで、ただ単に統合するだけではなくて、そういう地域の中に自ら入っていく、そのような取組はこれからは必要なのだろうなというふうに思います。学校名は言いませんが、ある民間の校長先生が県立高校に来て、その取組の中で民間の企業や地域との関わり、その中に子どもたちの企画力を発揮する、こういう取組がありました。

私は、こういったものを八千代町の小中学校にも取り入れていきたい、そのような一つとしての例としてそういうことを新しい学校には機能をつくってまいりたいと思っています。

中央公民館の建て替えにつきましても、これまで例会やふるさと座談会で説明をさせていただいてきたところでもあります。従来のように施設を個別に建て替えをするのではなくて、子育て、保健センター、生涯学習機能を集約し、複合施設を整備していくことで多くの世代が1か所で集い、学び交流が生まれる、そして新たなにぎわい創出の場、町の活性化につながっていくものと確信しているところです。複合施設という考え方が町民の皆様にとっても楽しく、そして健やかに過ごすための施設となるよう、各分野のご意見を伺いながら、これから進めてまいりたいと思います。八千代町の皆様が他に誇れるような、そういう機能、そして施設をつくってまいりたいと考えております。

また、バリアフリーにつきましても、これは先ほど部長のほうからも計画はない、榎本議員のほうからも計画がないという話がありましたが、総合計画の中では、これはきちんと示されていると認識しております。全ての人に優しいユニバーサル社会を構築するため、公共施設の改修等により、年齢、性別、文化、障害の有無や能力の違いにかかわらず、誰もが親しみやすく、そして利用しやすいユニバーサルデザイン化を進めてまいります。いずれにいたしましても、公共施設は魅力のあるまちづくり、活力のあるまちづくりを進めていく上で重要な拠点施設というふうになります。今後も町民の皆様の利便性の向上を図ることを念頭に置きながら、維持、更新、これを進めてまいります。大きなお金のかかる話になりますが、世代間の公平性等もきちんと考えながら、できるだけ効率的で、そして皆さんが使いやすい、そして財政の負担ができるだけ抑えられる、そのような方向性で施設整備、更新等を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） 答弁ありがとうございます。計画の先ほどの答弁の中であまり出ていなかったのですが、総合体育館も近年中に建て替えを予定しているというふうな文章を見ているのですが、柔道場なんかは雨漏りがしている、バケツを置いているという話を聞いております。この辺りはどのような進め方をしていくのか、分かる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

議長（水垣正弘君） 須澤総務部副部長。

（総務部副部長 須澤 晃君登壇）

総務部副部長（須澤 晃君） 議席番号3番、榎本議員の再質問にお答えさせていただきます。

2階の柔剣道場の天井のところに確かに雨漏りが生じているというのは、私も利用者の一人として認識をしているところでございます。雨漏りの、雨の日のたびに、特に梅雨の時期なんかは、毛布を引いたりバケツを引いたりして、その部分を避けるような形でスポーツ少年団の方が活動を行っているというのは重々認識しているところでございます。先ほども申しましたが、その維持費用、維持管理を行っていく上でも、大規模な修繕とかそういったものも考えていくような形で計画のほうは策定してございます。今後、主管課と協議を行いながら計画的に修繕を行って行って、利用される方の使用に不便のないように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） ありがとうございます。もう一点だけお伺いしたいのですけれども、役場庁舎、これ築19年ということなのですが、私も先日見たのですけれども、1階の受付の近辺、雨漏りがしているというふうなあれを見ました。これは屋上も含めてなのでしょうけれども、この辺りの修繕関係計画はどのようにされるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号3番、榎本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

庁舎1階のロビーのところですか、雨漏りがあるということで、それはもちろん庁舎担当としても認識はしているところでございます。ちょっと強い雨が降ると、集中的に降ると何か所か垂れてくるというところがございます。建物も19年経過している中で、庁舎の雨漏りだけではなく、やはりほかにも修繕が必要な箇所というのが出てきておるのが現状でございます。その辺は、庁舎の管理計画の中できちんと順を追って対応してまいりたいと、このように考えているところでございますので、雨漏りも含めて今後きちんと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 以上で3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入場を許可いたします。

7番、増田光利議員の質問を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

地域防災計画のうち、原子力災害対策について質問します。東海第二原発は、2011年3月11日に発生した東日本大震災により原子炉が自動停止しました。現在に至るまで発電を休止しています。最近、国、電力会社は、再稼働に向けた活動を表明するようになっています。八千代町住民にとって、再稼働の先行きに対する不安は大きいのではないのでしょうか。さきの福島原発事故では、八千代町でも自分の住む地域の放射能の汚染問題や、農業従事者にとっては農産物の風評被害による販売不振で大打撃を受けるなど、地域における平穏な生活が破壊され、子どもたちの将来を不安にしました。再稼働については、敏感になっている住民も多くいると思います。日々の安全安心を守り、穏やかに住みよい郷土を次世代に継承することが私たちの責務であり、町民の願いであると信じます。東海第二原発の再稼働に対する八千代町の方向性について野村町長のご所見を伺います。

続いて、東海第二原発の再稼働は茨城県民として、また八千代町住民にとってどのように考えていくべきか、課題について学習しました。町民の方にも参考になると思いますので、その要点を報告します。具体的には、本年10月18日、八千代町図書館において「原発は必要か～エネルギー問題を考える～」と題して、八千代町住民有志の会主催で小川仙月さんの講演会を開催しました。講師の小川さんは、原発問題を長年専門に研究している民間研究者です。新しい知見を取り入れた解説をしてくれました。その講演の中で、東海第二原発は1978年の稼働で、運転期間の40年を過ぎた老朽化した危険な施設であること、耐震設計指針自体が古く、原子炉建屋は砂地で泥の地層に立地していること、現在の耐震設計に合わない設計基準になっていること、原子炉建屋の地中をずっと掘って370メートルまで掘らないと固い岩盤に出てこない、全国一軟弱な地盤の上に立地していること、最近防潮堤の工事不良問題が話題になっていますが、これも軟弱な地層が原

因といます。再稼働した場合、1970年代に建設、稼働した原子炉を2000年代に育った運転の未経験の人たちが大半の集団で運転することになり、非常に危険であること、東海第二原発の再稼働計画は誰が責任を取るのか不明確等です。これは、福島原発事故の裁判でも東電の幹部が誰も責任を取らなかったことから明白です。その教訓は、論理的に東海第二原発の再稼働に警鐘を鳴らしています。

次に、東海第二原発の重大事故を策定した広域避難計画と八千代町に関連した問題について質問します。茨城県は、原発から30キロ圏内にある14市町村の住民の対象者約96万人の避難先を県内40万人、県外56万人にすることになっています。八千代町は、水戸市を受入れ対象自治体として指定されています。受入れ人数は7,000人としていますが、その後、協定には変更はないのか伺います。

次に、広域避難の受入れ人数に対する施設収容力、備蓄装備品などの確保はできているのか伺います。先ほど申しあげました水戸市との協定での受入れ人数7,000人という膨大な人数は、施設収容力だけでなく、それに付随する人的要因も考えなければなりません。役場職員では足りないと思われます。その場合、民間の住民の力を借りる考えがないと対応が難しいと思います。どのような対策を考えているのか伺います。

以上で質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問の東海第二原発の広域避難計画と八千代町の避難所受入れ施設の体制について、これのうち八千代町が受け入れる自治体と人数や協定の変更はないのかということでございますが、八千代町が受け入れる自治体といたしましては、先ほど議員が申されたように水戸市ということになってございます。この水戸市との協定書の締結に至るまでの経緯、若干こちら触れさせていただきたいと思えます。冒頭議員がおっしゃいましたとおり、平成23年3月に発生した東日本大震災、こちらによって日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉が自動停止をした、そのまま現在に至っている、このような状況にあるところでございます。この事故の発生によって、従来の原子力災害対策について多くの課題が明らかになったことを踏まえて、国において平成24年の10月に原子力災害対策指針、こちらが策定された、このような経緯がございまして、平成25年度に

入りまして、水戸市において原子力の災害、もしくは発生のおそれがある場合に備えて広域的な避難に必要な体制などを構築するため、水戸市原子力災害広域避難計画、こちらの策定が始まったという流れでございます。その後、平成27年の1月には茨城県の広域避難計画によって、茨城県が主催となって原子力災害が発生した際の水戸市の広域避難先地域を調整する協議が始まった、このような流れでございます。その後、平成28年の8月に八千代町を含みます県内9つの自治体と水戸市との間で、原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定書、こちらが締結された、このような流れがございます。また、水戸市においては、その後平成30年度に茨城県のほか、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、こちらの県の40の市町と広域避難に関する協定、こちらを締結している、このような状況でございます。

水戸市と八千代町における県内広域避難に関する協定書につきましては、茨城県広域避難計画で定められた避難計画に基づいて、水戸市民の広域避難を円滑に実施するため必要な事項を定めた、このような内容でございます。避難者の受入れにつきましては、水戸市からの要請に基づきまして最終的な受入れの判断を行う、このような流れになります。受入れの期間につきましては、原則として1か月以内、協定の中ではこのような内容になっておりますが、その災害の状況などを踏まえて見直しが必要な場合は、水戸市と協議をしながら、その期間について延長も可能というような協定の内容になってございます。

また、原子力災害における広域避難につきましては、汚染拡大の防止、それと避難者の安全安心のため、茨城県広域避難計画に基づいて放射性物質による汚染の有無だとか、被曝線量の測定など、こういったことは茨城県が実施をする、このようなことになってございます。そのほか、避難所の運営に必要な物資ですとか、防災の資機材などにつきましては、水戸市が茨城県と協力をして準備を整えて確保を行う、このような内容になってございます。

議員ご質問のこの協定に変更はないのかということでございますけれども、協定書の変更というものは実際行ってはございません。しかしながら、実際に広域避難を実施する場合に、広域避難における避難実施要領、このようなものが必要になってまいります。令和2年度に水戸市において避難先の自治体と協定を結んでいるわけでございますけれども、この避難先の自治体を対象にして、広域避難における避難実施要領の策定に向けた説明会、こちらが実施されておまして、避難先の受入れの自治体と意見交換、この

ようなものが実施されたほか、令和3年4月には避難先の自治体の避難所の面積などの詳細調査、こちらが実施されている、このような状況でございます。そして、令和7年、今年の9月ですが、広域避難における避難実施要領について水戸市と八千代町で協議を行っている、このような状況でございます。広域避難における受入れですとか、避難実施要領の策定についての協議を実施しまして、それぞれ水戸市と八千代町で連携を行いながら実効性のある広域避難体制、こちらを構築していく、このような考え方をお互い確認している、このような状況でございます。八千代町といたしましては、この協定書や避難実施要領に基づいて広域避難が円滑に実施できるよう、引き続き国や県、さらに水戸市との連携を行いながら情報の共有に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

それと、広域避難が必要になった場合の避難者の受入れについて、八千代町の施設の収容力、先ほど議員が申された水戸市からの7,000人ということでございますけれども、その受入れの体制は十分なのかというご質問でございますけれども、水戸市からの広域避難の避難者数というのが八千代町を含んだ茨城県内の9つの市町村におよそ10万人という想定がされているところでございます。それぞれの自治体別の細かい内訳につきましては、関係している団体と自治体と協議を進めている状況でございます。八千代町の受入れ可能人数といたしましては、八千代町にある指定避難所が現在12か所でございます。この12か所で6,205人が今のところ受入れ可能人数と想定しております。そのほか車中避難、車の中で避難をするということを想定した指定避難場所、こちらが八千代町には17か所ございまして、こちらでの想定される人数が8,276人、このように想定しているところでございます。これらを合わせまして1万4,481人、これが今現在の時点での八千代町の受入れ可能人数というところで見込んでいるところでございます。

それで、町職員が受入れを行う体制が十分なのかという、そちらのご質問でございますけれども、受け入れる状況になった場合に、まず八千代町が避難所を開設して受け入れる体制を先行的に整えるという形になります。当初1週間程度八千代町のほうで避難所の運営、そこを八千代町の職員が対応して、その後、1週間程度で水戸市から職員が来て、水戸市の職員に避難所の運営を引き継ぐと、このような流れで、その実施要領についてそのような形で作成をしているところでございます。避難所の開設につきましても、町においては災害があった際に、避難所直行職員というものを職員を選定してございます。災害があった際に、避難所の近くに住んでいる職員がいち早く避難所に行つて

開設の準備を行う、このような体制を取ってございます。この避難所直行職員に対しましても、毎年訓練を実施しておりまして、避難所の開設が速やかに行えるように備えている、このような状況でございます。さらに、今年行いました防災訓練の中で、町の職員だけではなく、八千代町防災士会、こちらの防災士の方にも協力をいただきまして、避難所の開設ですとか運営、こちらの訓練にご協力をいただいている、このような状況でございます。原子力災害が発生した際には、広域避難の受入れ、こちらが円滑に実施できるよう、きちんと準備を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

東海第二原発の重大事故を想定した広域避難計画及び八千代町の避難所受入れ施設体制につきましては、先ほど総務部長が答弁したとおりでございます。

そして、まず東海第二原発なのですが、1999年9月、東海村JCO臨界事故発生しました。これは日本国内で初めて事故被曝による死亡者を出した事故でございます。2名死亡、1名重症、667人が被曝の事故、そして2つ目が福島第一原発、これ八千代町も野菜等について大変な風評被害がありました。当時の新聞を覚えています、八千代町のたしかハウレンソウが一番矢面にあったと思うのです。ヨウ素やセシウム基準、これが基準値内であったにもかかわらず、茨城県産の野菜、農作物が大暴落してしまった。大変なことであったと記憶をしています。特に東海第二原発を襲った津波、東日本大震災のときの津波は5.4メートル、僅か70センチメートルの差で防壁を超えなかった、70センチだそうです。70センチで福島第一原発と同じような形になったであろうということが言われているわけでありまして。そして、東海第二原発の周辺に10キロメートル以内には30万人、20キロメートル以内には72万人、30キロメートル以内には92万の人々が住んでいるという全国一の人口密度地帯の原発、そして首都圏唯一の原発、こういう存在であります。

これに対して再稼働に対する私の所見ということではありますが、東海第二原発、平成23年の東日本大震災により原子炉が自動停止しており、その後は原発事故の危険性や安

全対策工事の未完了を理由として、再稼働の条件である近隣市町の同意が得られず、再稼働の見通しが立っていない状況であります。このような中、震災当時は原発事故による風評被害で茨城県産の農産物が市場で取り扱われれないという状況が発生しました。当町におきましても、安全性は確認されているものの、茨城県産というだけで受け入れてもらえないという風評被害によって大きな被害を受けていたわけでありまして。現在は、農業関係者の努力により、国内においては風評被害がなくなってきたものの、輸入規制がかかっている状況があります。原子力発電に関連いたします福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国の取組を評価し、引き続き科学的根拠に基づく透明性のある情報提供が確実に行われるよう注視していきたいと思っております。その上で必要な時期に私の考えということであれば、そのような考えを皆様の前で話をさせていただきたいと思っております。

今現在を考えると、日本には54の原発があります。そして、今年の8月時点でたしか14基の原発が既にもう稼働しています。東日本大震災のときには全部停止したのですが、今14基まで稼働している、経済を支えるエネルギーの必要、そして万が一事故が起こったときの莫大な被害、このバランスによって我々は考えを決めていかななくてはならない、そういう時期が来ると思います。私は、東海村の山田村長ともお付き合いがありまして、この間もお話をしていました。山田村長は、選挙前に再稼働は必要であるという立場を明確にすると、こういうふうに話をして選挙に臨まれた、再選したわけでありまして、でもそこには条件があったのです。村議会で広域避難計画を含む東海第二原子力発電所の緊急時対応が国の了承を得られること、もう一つが東海第二原子力発電所の安全対策工事が完了すること、安全対策工事というのは防壁のことです。これを想定する津波に、あるいは想定する津波よりさらに高く防壁を造る、この話です。この2つをもって再稼働は必要であるという立場を明確にすると、このように申し上げられたということでありまして。そして、今は周辺の避難計画、これ策定する義務があるのが14市町村あるのですが、いまだ6市町村は未策定だということでありまして。この山田村長の話によりましても、東海第二原発を東海村に来たその過去の歴史、あるいは村民の皆さんの活動の歴史、そういうのを見ると一言では言えないのだと、このようなことを村長も言われていましたが、しかし東海村というものを考えたときに、私は稼働というものに対して、条件はあるけれども、賛成を明確にしたいと、このような話をされてきました。私も今避難計画が策定義務があるこの14市町村、これの動向を見ながら判断をしていきたいと思

いますが、将来的に見ましても、このエネルギーが、自給力が大変少ない日本において、これからの経済を支えていく上で必要なのは、やはりCO<sub>2</sub>の削減などを考えますと、原子力だという研究者もおります。そしてまた、これまで原子力発電所は安全だという神話があった、それが崩れたのも福島第一原発の事故ということになりますので、両者を考えながら、八千代町としての方向性を決めていくというのが正しい方向ではないかなというふうに思っています。所見としましては、メリットもあるがデメリットもある、そのような中で我々は、この八千代町は農業を守る、町民の皆様の生活を守る上で、どのような方向を示していくかというのは、もう少し避難計画の策定義務のある団体の議論、取組状況を見てからしっかりと判断をしていきたいと、このように考えています。

答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 再質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 答弁ありがとうございます。先ほど総務部長のほうからご答弁がありましたけれども、その中の指定避難所8,276人という数字出たのですけれども、その場所についてはどのようなところかということをお聞かせ願いたいと思います。あと、できればその前の12か所のほうについても、ちょっと場所を特定していただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

議長（水垣正弘君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 増田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、指定避難所12か所、こちらについてですが、まず中央公民館、それと総合体育館、農村環境改善センター、それと勤労者体育センター、この4か所に町内の小中学校7か所と八千代高校、これを合わせまして12か所でございます。

それと、指定避難場所、こちらにも車中の避難、広い土地があって、そこに車を止めて、その中で避難をしていただくという想定している場所でございますけれども、指定避難場所につきましては、先ほどの小中学校のグラウンド、それのほか町内に運動公園がございます。栗野運動公園、貝谷運動公園、そのほか東落田にも運動公園がございます。それと町民公園、それに中結城地区公園と中結城北部地区の運動広場というものもございます。それと下結城地区公園、それに川西地区の運動広場、さらにクリーンパーク・きぬ、大渡戸にあるものでございますけれども、各学校のグラウンドとただいま申し上げ

げた施設等を合わせて17か所を想定というか、17か所を指定しているところでございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 原発事故は苛酷な事故になりがちで、その場合に避難圏内が、例えば仮定の話になりますけれども、八千代町も避難圏内に指定された場合、水戸市との協定は実行できないと思われるのですけれども、それは想定をしているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 増田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

八千代町が避難の指定を受けた場合に、水戸市との協定に基づいて受入れができないというそのような形、仮定の話ですけれども、なるわけでございますが、まず協定の中で水戸市が八千代町に避難を要請した場合、八千代町においても受け入れる状況にあるかないかというところを判断して、今の状態では受入れができないという可能性もございます。それは、協定の中に明記されている部分でございます。さらに県内だけではなく、茨城県や水戸市近辺、東海村近辺の計画を策定しなければならない自治体においては、今現在でも先ほど申しましたとおり、茨城県のほか、栃木、群馬、埼玉、千葉と自治体と協定書を結んでいるわけでございますけれども、さらに遠くの自治体とも、協定書を締結していただける自治体との協議というものを現在進めているというふうになっております。さらには、自治体の施設だけではなく、国や県が持っている施設、そのほか大型の民間施設、こういったところにも避難所として受入れできるかどうかという、そういったところも今進めているというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、2番、赤塚千夏議員の質問を許します。

なお、赤塚千夏議員より事前に参考資料の議場モニターへの投影要請がありましたの

で、これを許可いたします。

2番、赤塚千夏議員。

(2番 赤塚千夏君登壇)

2番(赤塚千夏君) 日本共産党の赤塚千夏です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

大きく2項目ございます。まずは、学校統廃合の学校や地域についてという点から一問一答にてお伺いいたします。5月に行った住民説明会において7つの学校を存続させた場合、44億円もの改修費用がかかるとの説明がありました。一方、6月定例会で私が行った一般質問に対して、廃校後も避難所として活用するとの答弁がありました。10月に行われた川西地区のふるさと座談会では、町長から水害の際、川西小学校、西豊田小学校は浸水想定地域に指定されているが、取りあえず命を守るために校舎の2階、3階への垂直避難という考え方も述べています。そうしますと、体育館のみならず、校舎も避難所としてしっかり維持管理していただくということだと思いますけれども、この5つの小学校の校舎、体育館、全てを避難所として活用するというのでしょうか、それとも老朽化して解体する学校もあるのでしょうか。避難所として活用する場合に必要な改修は、今後どの程度見込まれ、維持管理費はどのくらいと見積もっておられるのでしょうか。住宅などにおいても使われなくなった建物というのはすぐに傷んでしまいます。草木が生い茂れば鳥獣のすみかともなります。避難所として活用するには電気、水道の点検はもちろん、定期的に風を通すなどの管理も必要になると思われませんが、今後どのように管理していくおつもりなのか、費用面と併せて具体的な管理内容もお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 小林教育部長。

(教育部長 小林由実君登壇)

教育部長(小林由実君) 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

八千代町学校の適正規模・適正配置等に関する方針に基づく小学校の再編につきましては、八千代第一中学校の隣接地に新たな校舎等を建設し、令和13年4月に現行の小学校5校を1校に統合し、全く新しい小学校として教育活動を行う予定でございます。これに伴い、現在の小学校5校は廃校となる予定でございます。廃校後の活用につきましては、地域の課題や町の将来像と密接に関連するものでございますので、教育委員会だ

けでなく、町全体のまちづくりの観点から検討すべき課題であると考えております。

議員からご質問いただきました、廃校となる小学校5校の体育館と校舎の避難所としての活用につきましては、それぞれ建設時期が異なることから、全て同一の形で避難所として活用できるとは限りませんが、現時点では各校の建物の老朽化状況、耐震性、立地、防災上の有効性や維持管理コストなどを総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。令和3年度に策定いたしました学校施設の長寿命化計画では、各校の健全度評価や劣化状況が示されておりますが、建物ごとに状態が大きく異なるため、一部の建物については将来的に解体を選択せざるを得ないと考えております。よって、避難所として活用できる水準を満たす建物とそうでない建物が生じる見込みとなります。

なお、先ほど議員からもお話がありましたように、長寿命化計画では小中学校全体の長寿命化部分改修に必要な額として、令和2年から13年度で約44億1,000万円が必要とされております。避難所として求められる改修には、トイレの洋式化や老朽化した屋根、外壁等の改修が想定されますが、これらを実施した場合には、建物の規模などに応じて相応の費用が必要となることを見込まれます。

維持管理費につきましては、現行の学校7校の維持管理費は、令和6年度の予算ベースの積算では年間約8,000万円となっておりますので、廃校後に全ての学校の建物を維持することは極めて困難な状況でございます。したがって、残す建物とそうでない建物をしっかりと見極め、維持管理費を最小化する方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 具体的にどこを残すかとかはお決まりですか、まだそこまでは。

議長（水垣正弘君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） ただいまの赤塚議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在はまだ決まっておりません。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） どのぐらいを残して、どのぐらいを解体するのか、その辺が分からないと今後の維持管理費というのは出てこないと思いますので、その辺を早く明らか

にする必要があるのかなというふうに感じています。私たちが家を建て替えるとき、まず今使っている家どうするかというのを真っ先に考えるのが普通だと思います。建ててしまってからこれから検討しますというのは、あまりにも計画性がないと言わざるを得ません。

では次に、ちょっと違う角度から町長にお尋ねします。一般的に住民が安心して住み続けるには、歩いて行ける距離に学校、商店、病院、交通インフラの整備が不可欠とされています。本町でこれを満たしているのは役場周辺のみです。唯一のよりどころとなっていた学校までなくなってしまえば、若い人は中心部に転居し、周辺の地域は高齢者が取り残され、地域の衰退に拍車がかかることでしょうか。こうした地域の衰退を最小限にとどめるための施策、何か考えておられるのでしょうか。端的なご答弁お願いいたします。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員の質問ですが、周辺地域で高齢化が加速する懸念がある中、地域の衰退を最小限にとどめるための施策はあるかと、こういう話であらうかと思います。高齢化につきましては、学校の統廃合ばかりが直接の原因ではないというふうに考えます。地域の衰退を最小限にとどめるための施策はあるかということです。学校、特に小学校は地域の拠点でありますので、跡地の利用を検討する中で、地域の活性化につながる施策について、地域住民の方、民間企業、行政、これらが一緒になって取組を進めていきたいと、このようなことを考えております。具体的な取組につきましては、これから考えていかなければならないと思うのですが、今赤塚議員が言ったように、衰退ということを考えますと、やはり八千代町については昭和55年に線引きというものを行いました。そして、この市街化区域と調整区域に分かれた、そこからある程度今の将来像というものは想像できたのではないかな、つまり市街化区域に人が集まる、そして調整区域については信託等しか許可が認められないということになりましたので、結果的にこのような形になりました。そして、学校はある程度のエリアにあったほうがいいという話もございましたが、まさにそのとおりであって、できればそのような形が理想であったかと思います。しかし、時代の変遷とともに、この八千代町の居住地域というものはある程度限られた中、そして若い人たちが社会情勢の変化の中で町を出ていくような方が多くなった中において、これは対策として後追いという形にな

るわけでありませんが、結果を見て考えますと、やはり身近なところに小学校あるいは便利な施設があると、これは理想であります、そういった形にはこれから何十年かかかると思いますが、恐らくそれが崩れていくというのが形になるかと思えます。それを私たちの努力でできるだけ理想の形に持っていく、それは考えておりますが、その家庭というか、さらに人口の偏りが出てくるであろうと思われる中で私たちは最善の策を探っていく、それがこの学校の統廃合という形の結論であるというふうに考えております。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 衰退は、もちろん学校だけの原因ではないというのは、そのとおりだと思いますけれども、やっぱり統廃合することによって、それがますます加速してしまうのではないかなという、この一つにまとめるということが果たして最善なのか、東中も使えるのではないかというのが私の正直なところなのですが、学校統廃合というのは子どもや保護者のみならず、地域全体に与える影響が大きいということを改めて指摘しておきたいと思えます。

続きまして、新校舎の建設費用についてのほうをお尋ねしたいと思います。設計はこれからですので、細かい数字のほうは分からないと思えますが、大まかな金額で結構です。一中敷地周辺の土地はどのぐらいの面積を購入するのか、また土地の購入費や造成費、樹木伐採、外構費用はどのぐらい必要と見込んでいるのかお聞かせください。

また、住民説明会資料では校舎と体育館の建設に37億円とありますが、これは2023年の坪単価を基にしています。物価高騰が続く中、実際に建設が始まる頃にはさらに大きく膨れ上がる可能性も考慮する必要があると思えますが、2分の1補助金が出ると思いますが、幾ら起債で賄おうと考えておられるのか、大まかな数字で結構ですので教えてください。

議長（水垣正弘君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 赤塚議員のご質問にお答えいたします。

新設小学校の校舎体育館の設計、建築費につきましては、令和6年度の試算で約37億円と推計しておりますが、この額には土地購入費や造成工事費、樹木伐採費、外構工事費などは含まれておりません。今後、新設統合小学校の基本構想等を策定し、学校用地の選定や基本設計の進行に合わせまして、詳細な積算を行っていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、起債はどのくらいかということでございますので、その点について申し述べます。37億円に対しまして、国庫補助が2分の1予定しております。そのほかを起債で賄いたいと考えておりまして、起債のほうは11億1,000万円程度になると見込んでおります。こちらは地方交付税の措置がございまして、それを考えますと町の実質負担額は37億円に対し7億4,000万円、約20%と予定しております。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 11億円の起債というのは、あくまでもこれは学校の建設費用に対してですよね。なので、外構工事とかは全く含まれていないわけで、そちらも恐らく起債になると思うのですけれども、まだ計画がこれからということで全然分からないのだとは思いますが、そちら大体何億ぐらいになるとかは全然まだ検討しておりませんか。

議長（水垣正弘君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 赤塚議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの起債の点で1点ちょっと訂正を先にさせていただければと思います。起債のほうの金額は16億6,500万円でした。申し訳ございません。それで、交付税として措置される部分が11億円ということでございます。申し訳ありませんでした。

それと、土地購入や造成などの費用を起債で賄えるかということでございますが、新設する学校用地の購入費及び造成費につきましては起債の対象となります。しかし、この起債を活用するかどうかは、今後財政当局と協議していくこととなります。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） それでは、新校舎ではなく、東中のほうもお聞きしたいのですけれども、東中学校は建設してまだ10年ほどで、建設費用のほう完済していないと思えます。公立学校施設整備のための国庫補助金を受けて整備した学校を学校以外の用途に転用する場合は、原則補助金相当額の国庫納付が必要とされていると思えますが、残債は幾ら残っており、どのように納付する計画なのでしょうか。

文科省では、国庫納付を不要にするための様々な条件を設け、弾力化を図っているとのことですが、無償で譲渡なども考えておられるのでしょうか、それとも町で管理を続

けていくおつもりなのでしょうか、お聞かせください。

議長（水垣正弘君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 赤塚議員のご質問にお答えいたします。

東中学校は、平成28年度に新校舎を建設しており、地方債の償還が継続中でございます。残債の金額につきましては、令和6年度末現在で6億403万6,425円でございます、令和23年度に返済が終了する計画でございます。

東中学校の施設の扱いについてでございますが、現時点では譲渡するのか、町で管理していくのか、まだ確定しておりません。同校の校舎は、平成28年度建築と比較的新しいことから、建物の価値、耐震性、規模、立地を踏まえ、廃校活用の重要候補として検討していくべきものと考えております。町といたしましても、未活用のまま長期間放置することが最も避けるべき状態であると認識しておりますので、今後、公共利用や民間活動など、多角的に可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） まだこうしてきれいなわけで、残債も返済途中ですので、できれば私としては東中を学校として活用していただきたいなというのがやっぱりあるのですが、基金が50億円もあるといっても、今後、中央公民館や総合体育館などの公共施設整備事業も控えています。義務教育施設整備基金は6億円にすぎません。子どもが減っているということで統合というのは分かるのですけれども、それで新たに起債までして小学校を建設するというのは税金の無駄遣いではないでしょうか。

ここでモニターのほうに資料のほうお願いいたします。ちょっと見にくくてすみません。私が作成した表で、数字まで皆さんにはちょっと見えないかもしれないのですけれども、一中学と東中学それぞれの生徒児童数と学級数の推移を表したものです。令和20年まで統廃合を先送りし、東中を利用した場合、普通教室の数、東中は今7つ普通教室があつて、足りないのが2教室だけになります。一中は今15普通教室があつて、令和20年になれば足りない教室が3つだけとなりますので、特別教室を利用すれば新たな小学校まで建設しなくても2つの学校に収まるのではないかななんて思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。こちら町長にご答弁をお願いします。資料は閉じていただいて結構です。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質問にお答えをさせていただきます。

統合の時期を延長すれば新校舎の建設をする必要がないのかという話になりますが、データを見てますますやらなくてはならないというふうに私は感じています。そして、私が今考えているのは、本来であればもっと早くやるべきだったなという考えなのです。統合時期を延長しても、恐らく八千代町に残された根本的な教育環境、そしてそれを支える学校施設の老朽化、将来の児童生徒の減少という根本的な課題は解消されないというふうに思っております。長寿命化計画によりますと、小中学校7校全てを維持する場合、40年間で、先ほど副部長からあったように約157億円の維持更新費用が必要で、令和2年から13年度の長寿命化部分改修だけでも約44.1億円が必要という試算になっておりますので、既存施設を維持するだけでも極めて多額の費用を要するという状況は、これは既に内在的にその問題を持っているということになります。私たちは、高度成長の時代の中で育ってきました。人口が増え、施設も必要であり、その建物が今全て水道、下水道インフラを含めて老朽化している、それに我々は対応しなければならない時期が来ていて、人口問題研究所等が発表している人口減少等による数字よりも、人口ではなくて生産労働人口、そして生まれてくる子どもの数は加速度的に少なくなっています。それを支えるためにということの教育環境をつくるということを考えますと、これは時期を延長するという形ではなくて、なるべく急いで教育環境を整えてあげる、そして八千代町で育つ子どもたちがしっかりとした教育を受けられる、子育てに役に立てる、そういう環境を我々は考えるべきだなということを考えております。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 7つの維持をしていくのは大変だというのはよく分かります。だから統廃合するのだというのも分かります。でも、では何で小学校建てるのかなという疑問に対しては、やっぱり今のご答弁聞いても納得できないというか、避難所としても活用を維持していきますよという学校もあるわけで、その上に新しい校舎を建てるということは、さらに建物が増えていくわけで、解体するところもあると思うのですけれども、解体費用もかかります。せっかくある東中を使っていくのが一番いいのではないかなと思うのですけれども、あともっと早くやればよかったっておっしゃいましたけれど

も、小規模校では生きる力がつかないと町長は思っているのかなというふうに、その答弁からは感じるのですけれども、むしろ地域とのつながりを保つためには、私は小規模のほうが有利にある、特色ある教育もできるのではないかと考えています。

将来的に本当に人口が減ったとき、1校に統合する必要があるかもしれないのですけれども、今ではないかなというふうに思います。取りあえず少なくなった東中学を先行的に統廃合するという手段もあると思いますし、いずれ1校にまとめるということ想定して、現時点では学校名とか校歌、制服なんかは統一しておいて、大学のキャンパスのような感じで2校を、まず東中と一中の校舎から利用するという方法などもあると思うのですけれども、そういう考えはどう、見解をお伺いします。

議長（水垣正弘君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、私の考えとしては、小規模では生きる力が育まれないというばかりではないということをお願いさせていただきたいということと、東中の利用については、今担当のほうからもまだ先進んでいないという話がありましたが、実際にはいろいろな話があって、まだここで議員の皆さんの前で言えるような段階ではないという言い方に改めさせていただきたいと思えます。そして、東中の利用につきましては、これはしっかりと地域の活性化に役立てるような、そういうものをもちろんこれは考えていきたいというふうに考えております。そして、時期が来ましたときには、相手方もあります。例えば私が何にしたいと言ったって、そこに誰も協力してくれないのではしょうがない、民間企業、学校、いろんな方々との相談の中で、八千代町だけの力ではこれはどうにもならないところもあるものですから、これは相手方との相談で決めていくような形になると思えます。実際に引き合いというのは結構ありまして、実は小学校なんかについてもこういうことで使わせていただきたいという話があるのですが、小学校の統合13年ですから、そこまでは修理しながら工夫しながら使いますよということを言いますと、ではほかへ行きますというような話があったりするわけでありまして。特に東中学校につきましては、起債の一括返還がされないような、そういう考え方も一つ私としては持っています。

そして、冒頭の赤塚議員のお話の中で、小学校の避難所としての利用なのですが、も

ちろん13年まで、早く利用が決まればそれはいいのですが、たとえどういう形になろうとも、本当に災害に遭って身近なときに避難するといったら、例えば町の周辺にいる人がすぐ八千代の体育館に来られるかといったら来られないわけです。それを座談会の席で、川西の住民の人たちがそのときは小学校に避難するという考えがあるのではないかなということを言われたので、私としてはそれはそうですねとお答えをしたという形です。まずは、身の危険を感じ、どうしても逃げなければならないとして、小学校は使えるでしょうと、そういう意味でお話をさせていただいたわけであります。

東中学校できて、本当にきれいな近代的な校舎であります。これを地域の活性化のために使っていきたいという考えで、大いにこれを考えていく、今考えている課題という形になっておりますが、様々なアイデアの中でどれを選択するかということにおいては、地域の皆様とか、あるいは議員の皆様と相談をしながら、委員会等を立ち上げて決めていければいいのではないかなという思いでいます。廃校になるとはいえ、立派な立派な八千代町の財産でございますので、これを地域のために生かす、これが私の考え方です。

答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 廃校後の小学校、どこを残して、どこを避難所として、どこを解体するのかというのもまだこれから検討する、それから一中の敷地もどのぐらい取得するのかこれから検討しますということで、まだ決まっていないことがちょっと多過ぎるのではないかなと思ひまして、新しい学校のみならず、廃校となった校舎の活用法や処分費用、スクールバスの運行費、総合的に幾らかかるのか、そこに基金からどのぐらい投入して幾ら借金するのか、町民に根拠を示し、十分な議論を尽くしてから進んでいくべきことではないかなと思うのです。また、廃校後のデメリットはこういうことが考えられますが、こう対処していきますよという方向が見えないと町民の不安は拭えません。町民に対してしっかりとした説明を求めまして、1項目めの質問を終わりたいと思ひます。

続きまして、2項目めの生活困窮者支援についてお尋ねいたします。まずは、国保滞納者への対応について伺います。昨年、紙の保険証の新規発行が廃止されたことに伴い、国保や後期高齢者医療制度において、滞納者に発行されていた短期保険証が廃止されました。いきなり窓口で10割負担を求められ、受診できなくなった世帯への対応をただした、日本共産党の田村貴昭衆議院議員の質問主意書に、当時の石破内閣は自己負担が困

難だとの申出があれば、市町村の判断で窓口負担を3割にできるとする答弁書を閣議決定しています。これを受けて、厚労省は10月17日付で事務連絡を全国の自治体に発出ししておりますが、これに対して本町ではどのような対応を取ったのかお尋ねいたします。

議長（水垣正弘君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えします。

私からは、2項目め、生活困窮者支援についてにおける1点目、国民健康保険税滞納者の医療機関での窓口負担について答弁させていただきます。まず、制度の概要を説明いたします。国民健康保険における医療窓口の自己負担割合は、原則として3割が基本となります。また、高額療養費制度により、月単位の医療費が一定額を上回る場合には自己負担額の上限が設定され、家計の過度な負担を抑える仕組みとなっております。併せて国民健康保険税、いわゆる国保税において低所得者層には均等割分が軽減されるなど、所得に応じた負担軽減の仕組みを設けております。

ご質問の国民健康保険税滞納者の医療費の窓口負担についてでございますが、国民健康保険事業では特別な事情がなく国保税を1年間以上滞納している場合、特別療養費の対象となります。そうなりますと、受診する際に医療機関等の窓口において医療費を一旦全額負担していただくこととなります。また、その際にお支払いされた医療費は、後日申請していただくことにより、本来の自己負担する部分を除いて受診料との差額の支払いを受けるものでございます。一方、先日、厚生労働省は各都道府県に対し、令和7年10月17日付で国民健康保険の保険税を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについてとの事務連絡を発出し、同日、茨城県から各市町村へ周知が図られました。この事務連絡は、保険税滞納世帯に対する適切な対応を図りつつ、国民健康保険制度の財源の安定性を確保する観点から、各市町村へ状況に応じた運用を求めるものであります。町といたしましては、この事務連絡の趣旨を踏まえて、滞納世帯に対し、納付意欲の回復と生活支援を両立させる方針で事業を進めております。具体的な取組といたしましては、まず滞納世帯に対する相談体制の充実強化を図っております。また、関係各課と連携し、架電や来庁要請の上、面談などの対応により、納付の負担状態や生活実態を丁寧に把握するよう努めております。併せて相談時には収入状況等を踏まえ、納付計画の作成により滞納世帯の生活の実情に合わせた対応をしております。

また、町では八千代町国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要綱を制定し、国保税を1年以上滞納している世帯に対し、より現実的な対応を実施しております。特別療養費の該当世帯は、医療機関の窓口での医療費を一旦全額負担いただくということについては、先ほど説明したとおりでございます。しかし、今回の事務連絡にもあるとおり、現状に応じた対応が求められていることから、国民健康保険法施行令第28条の6に規定されている特別療養費の支給除外対象に該当する世帯に対しましては、町へ届出をしていただいた上で、医療窓口で10割負担していただくかずとも、通常の割合で受診できるよう対応しているところでございます。今後におきましても、国民健康保険法などの法令に基づき適正な制度運用を徹底してまいります。また、国民健康保険税の滞納世帯に対して、関係各課と連携しながら個々の実情に合わせ対応をしっかりと行ってまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。議員各位のご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 届出をすれば10割ではなくて3割でもいいですよということだと思うのですが、まずこの10月17日発出の事務連絡、知っている方どのぐらいいますかということですよ。滞納世帯誰も知らないと思います、恐らく。10割負担になってしまうからといって今病院行くのも我慢している方もいらっしゃるのではないかなと思うのです。なので、そもそも悪質な場合はしょうがないですけども、払いたくても払えないから滞納しているわけで、まず短期保険証を廃止した国の制度も間違っていますし、今回の新たな措置、ちゃんと周知する必要があると思うのですが、その辺はどう考えておられますか。

議長（水垣正弘君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 赤塚議員からの質問にお答えします。

役場では、その段階での滞納者に対して、こういう制度が新たにできましたということで、各滞納者個人に対しては通知のほうはしてあります。また何かありましたらご相談くださいねという形の通知になっております。ですので、全く知らないということは、よほどその方が通知を見ないで捨ててしまったりしない限りは、情報は行っているものとして認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、相談しますよという通知ではなくて、届出すれば3割になりますよということについてももう既に通知済みということでもよろしいですか。10割負担というのは、後から戻ってくるとはいつでも、なかなか国保も払えない状態だと病院控えてしまうと思います。命に関わる事態になりますので、今後とも社会的弱者には寄り添った速やかな対応のほうをしていただきたいと思います。

では続きまして、生活保護についてお尋ねします。本年度の被保護実員数は77名、被保護世帯は71世帯とお聞きしました。その71世帯の生活保護受給者のうち、外国人の割合はどのくらいかお尋ねします。

また、一部の政党、政治家から外国人が優遇されているとか、生活保護を不正受給しているとの主張がありますが、本町で外国人による不正受給の事実はありますか、教えてください。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私への質問は、生活困窮者支援についての中で（2）の生活保護の実態についてということでございますけれども、質問の内容としましては、保護世帯のうち外国人の割合はどのくらいかということと、外国人による不正受給はあるかというご質問でございますけれども、まずこちらの世帯数、人数につきましては、直近で県のほうに確認した数字でご説明をさせていただきます。県のほうに確認したと申し上げますのも、生活保護につきましては、制度上、都道府県知事と福祉事務所を設置する市が実施機関とされており、福祉事務所を設置しない町村にあっては、管轄する県の福祉事務所が実施機関となって保護の決定や保護費の支給を行うという、議員ご承知のとおり、そのような制度になっておりますので、八千代町を担当しております県西県民センターの県民福祉課地域福祉室の境分室に確認した数字で11月1日現在で、八千代町では73世帯、78名の方が生活保護を受給しております。そのうち外国人につきましては、1世帯2名となっております。生活保護の申請があった場合には、外国人も日本人と同じように、県福祉事務所の地区担当員、ケースワーカーと呼んでおりますけれども、そのケースワーカーが申請者宅に訪問いたしまして、家族の収入状況や資産の有無、親、子ども等、親族か

らの援助の状況、年金額などを調査しまして、国が定めている基準を基に、世帯の最低生活費と収入を比べまして、保護が必要かどうかということを決定しております。さらに、保護決定後も地区担当員のケースワーカーが適時訪問をいたしまして、生活状況や収入などをその都度確認しておりますので、不正受給というものは無いというふうに考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 不正受給というのは起きていないということで、このような事実反する事柄が公然と振りまかれている事態に憂慮しています。また、それを国民がやすやすと信じてしまう根底には、多くの国民が直面する暮らしの困難があります。そうした不満の矛先を外国人や生活保護受給者のせいにする事で、低過ぎる年金や賃金など、大本の問題を覆い隠す役割を果たしています。外国人に限らず、生活保護を受けている人は、働けるのに働かないで怠けている、私の年金額より多くもらっていてずるいといった意見もよく聞かれますが、これらの意見に対して町の見解を伺います。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員のご質問にお答えをいたします。

質問の内容は、働けるのに働かないで怠けているという意見や、年金よりも多くもらっていてずるいといった意見があることに対する町の見解はというようなご質問ですけれども、八千代町で保護を受けている73世帯のうち、約95%が高齢者世帯、または病気を持っているあるいは障害を持っているといった世帯の状況であります。なかなか働くのが難しい状況にある世帯ということになります。64歳以下で働けるのではないかとと言われる年代のうち、未就労となっている方に関しましては、現在の体の状況や精神の状況を確認しまして、必要に応じまして医療機関受診などによって体調の改善を進めた上で就労支援を実施しております。

また、生活保護費につきましては、国が定めた基準に基づいて支給額が決定されております。このようなことから、質問の内容に該当するような方々はいないというふうに認識しております。また、一般論としてご質問にあるようなご意見があったとすれば、それらのご意見はいずれも適切ではないというふうに考えております。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） もともと日本は捕捉率が低く、生活保護受給要件を満たしている人のうち、実際に生活保護を受給している人は約2割と推定されています。このように制度利用に対して消極的になってしまう要因の一つになっているのが生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマの存在です。自治体によっては、この偏見とか、その解消のために生活保護の申請は国民の権利ですと書かれたポスターを掲げたりとか、あと下妻市のように生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、お困りの場合はためらわずにご相談くださいとホームページに記載したりと、こうした偏見などスティグマの解消に努めている自治体もあります。本町でもこうした努力をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

偏見や差別意識などのスティグマの解消への努力をすべきではないかということですが、生活保護の捕捉率向上につきましては、まずは生活に困窮しているかどうかということにつきましては、なかなか本人からの申出がないと個人の資産などを把握することが困難であることから、まずは住民の方々に生活相談をしていただくことが重要であるというふうに考えております。その中で相談等の申出がしばらくにつきましては、民生委員にも協力をいただきながら、生活困窮者の把握並びに支援に結びつけているところでございます。

それで、下妻市の例を出していただいておりますけれども、誰でも生活保護を受ける可能性はあるですとか、保護の申請は国民の権利ですので、ためらわずにご相談いただきたいというような周知を八千代町としてもすべきではないかということですが、八千代町のホームページにおきましても、これらの案内が書かれた茨城県的生活保護のしおりなどにリンクを張りまして、県のしおりのほうに八千代町のホームページからすぐにつながるような体制を取っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） もう一つの壁が自動車の保有です。資産価値の低い車はぜいたく品ではありませんし、公共交通が脆弱な地方においては必需品となっています。2008年度から障害者の通院、通所のほか、保育所の送迎や通勤といった目的に使用する車の保

有が認められておりますが、本町での被保護世帯のうち、車の保有件数とその使用状況をお聞かせください。

さらに、本年10月30日、車の使用をめぐる争われた裁判では、名古屋高裁において日常生活に不可欠な買物等の必要な範囲で車を利用することは、自立した生活を送ることに資するものだとして、鈴鹿市の対応は違法であるとの判決が確定しました。こうした判決を踏まえ、本町として、国、また県民センターなどに車の保有、使用を認めるよう要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

質問の内容としましては、車の保有、使用を認めるように国に要請すべきではということと、八千代町の保護世帯で車の保有状況ということでございますけれども、まず車の保有、使用に関しましては、生活保護を受けている方は一定の要件を満たす場合には保有や使用が認められる場合もございます。議員ご質問の中にあつたように、障害者の利用とか、またどうしても自動車でなければ移動が困難な地域に住んでいるというような方については認められる場合もございます。しかしながら、自動車の保有等には維持費や自動車税などの経費が必要となることから、この地域におきましては、まずは売却等の処分を検討していただいているというのが実情でございます。八千代町的生活保護世帯の中で車を所有している方については、現時点ではございません。自動二輪車につきましても保有している方はおりませんが、50cc以下の原付バイクにつきましても、原則として所有が認められていることから、県のほうに確認した状況では、正確な数字はしていないのですが、10世帯程度原付バイクについては所有しているというふうに把握しているということでございました。

県のほうに自動車の所有を認めるように要請すべきではないかということでございますけれども、自動車につきましても比較的簡単に現金化できる資産ということもありますので、またこの地域で低所得者で保護を受けていなくても車を持たない方などもおりますので、そういった様々な状況を調査検討した上で、県のほうにはどのように伝えていくかというのを考えてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 大分昔の話になってしまうのですが、ある方から八千代町では車の保有を認められなかったのに古河市では認められた、おかしいではないかというような話を伺ったことがあります。自治体によって対応に差があるというのが現実にあるのかなと思います。

厚労省は、昭和38年に社会局長通知を出して、処分価値の小さいものやその世帯の人員構成等から判断して必要があり、その保有を認めても、地域の一般世帯との均衡を失うものでなければ保有を認めるとしています。この一般世帯との均衡の判断基準は、その地域において全世帯、70%が普及している場合としておりまして、本町において車の普及は70%以上に進んでいるのではないかと思います。県西県民センターのほうにも、この通知を活用し柔軟な運用を行うことを要請していただきたいというふうに思います。

最後に、扶養照会についてお尋ねします。生活に困窮していても、家族、親族に知られるのをためらい申請できない方が大勢います。厚労省は、2021年に扶養照会の運用をより慎重に変更する通知を自治体に出しました。申請者の希望に沿って照会をやめた自治体も生まれています。江戸川区の生活保護Q&Aでは、親族との交流が疎遠である、DVや虐待の経緯があるなど事情がある場合には、照会を行わないこともありますので、事前に相談してくださいというふうに書かれています。本町でもそういう対応をすべきではないでしょうか。何よりも生活保護Q&Aみたいなのがないので、ホームページではなく、こういう誰でも手にとれる冊子みたいなのを作成して周知していただきたいと思いますが、最後にそこどころご答弁お願いいたします。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

まず、扶養調査への質問につきましては、こちらの扶養調査に関しましては、生活保護法第4条に規定する保護の補足性の原理におきまして、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われることとされておりまして、要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者による扶養の可能性について調査することとされておりまして。

また、生活保護制度の周知啓発につきましては、福祉事務所を設置していない町村に対しましては、さきに申し上げましたように、県の福祉事務所が生活保護の実施機関ということであることから、県のほうで作成しております生活保護のしおりを町のほうで

も活用しております、生活保護のしおりをいつでも相談者には渡せるように印刷して用意されておりますので、そういったことにつきましても用意はされていますよということで周知を進めてまいりたいというふうに考えております。生活保護制度につきましては、引き続き住民の方々への制度の周知を図りますとともに、相談者各位の実情に寄り添った対応、説明に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） DVなどの事情があるときは照会をやめていただきたいなというところにはちょっと答弁なかったけれども、そちらぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

生活保護制度は、最後のセーフティネットの役割を果たす、まさに命のとりです。必要としている全ての町民が利用できるような環境整備は、町民の生存権の保障そのものです。制度の普及啓蒙を行っていくことや、生活困窮者自立支援制度との連携による困窮者の早期発見に努めることを求めまして、以上で私の質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

---

議長（水垣正弘君） 次会は、明日午前9時から本会議を開きます。引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時28分）